日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版> 点検結果報告書

共通様式

①法人名称	学校法人大阪産業大学
②設置大学名称	大阪産業大学
③担当部署	大学事務部・法人本部事務局総務部・内部監査室
④問合せ先	072-875-3001
⑤点検結果の確定日	令和7年9月25日
⑥点検結果の公表日	令和7年9月26日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.osaka- sandai.ac.jp/about/public/governance.html
⑧本協会による公表	● 承諾する ○ 否認する

【備考欄】

様式I

I-I.「基本原則」及び「原則」の遵守(実施)状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保(特色ある運営)	0
原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	0
原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	\circ
基本原則2 公共性・社会性の確保(社会貢献)	\circ
原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元	0
原則2-2 多様性への対応	0
基本原則3 安定性・継続性の確保(学校法人運営の基本)	0
原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	0
原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-4 危機管理体制の確立	
基本原則4 透明性・信頼性の確保(情報公開)	0
原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開	0

Ⅰ-Ⅱ. 遵守(実施)していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

Ⅰ-Ⅲ. 遵守(実施)していない「原則」の説明

該当する原則	説明
原則3-4	危機管理体制の確立について、危機管理マニュアルの整備をはじ
	め、法令遵守に関する行動指針・規程・ガイドラインや公益通報制
	度の整備、コンプライアンス強化期間の実施など取組んでいるが、
	法令遵守の観点において一部課題が見られたことや事業継続計画
	(BCP) が未整備であること等を踏まえ、総合的に判断しました。

様式Ⅱ

Ⅱ-I.「原則」の遵守(実施)状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

原則1一1 建字の精	仲寺の基本理念に基づく教子連宮体制の傩立
実施項目1-1①	説明
建学の精神等の基本	建学の精神「偉大なる平凡人たれ」には、名誉や地位、富の獲得
理念及び教育目的の	といった功利主義的な考えを超え、人間社会への貢献を生きがい
明示	とし、その喜びを感じられる人材となることを願う創立者の想い
	が込められています。この理念を基盤に、社会人としての教養と
	倫理観を養い、思いやりとやさしさを持ちながら、変化の激しい
	社会に対応できる能力と主体的に取り組む意欲を備え、社会と産
	業に貢献できる実践的な「産業人」を育成することを目指してい
	ます。また、教育基本法に則り、学校教育法に定める大学とし
	て、産業に関する学術を中心に幅広い知識を授けるとともに、専
	門性の高い学術を教授・研究し、個性豊かで教養ある人格を備え
	た応用力と実践性に富む有為な人材を育成し、文化の向上、産
	業・地域の発展に寄与することを目的としています。人間形成と
	創造性開発に重点を置いた教育を通じ、自己確立の信念を持つ人
	材を育成することが、本学の使命です。「偉大なる平凡人たれ」
	という建学の精神のもと、学生をはじめとする多様なステークホ
	ルダーにこの理念及びの目的を明示し、広く共有しています。
	【掲載先 URL】
	https://www.osaka-sandai.ac.jp/about/educationpolicy.html
実施項目1-1②	説明
「卒業認定・学位授	各学部・研究科では、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシ
与の方針」、「教育課	ー、アドミッションポリシーの3つのポリシーを明確にし、入学
程編成・実施の方	から卒業・修了に至る学びの道筋を具体的かつ明確に示し、その
針」及び「入学者受	成果を公表しています。また、内部質保証に関する方針に基づ
入れの方針」の実質	き、教育研究活動の状況を恒常的に点検・評価し、その結果を踏
┃化	まえた教育の質の向上や、学修環境・内容の整備・充実に努めて
1	
	います。このような活動により、教育の透明性と信頼性を確保し
	います。このような活動により、教育の透明性と信頼性を確保しています。
	います。このような活動により、教育の透明性と信頼性を確保しています。 【掲載先 URL】
	います。このような活動により、教育の透明性と信頼性を確保しています。 【掲載先URL】 (3つのポリシー)
	います。このような活動により、教育の透明性と信頼性を確保しています。 【掲載先 URL】 (3つのポリシー) https://www.osaka-sandai.ac.jp/about/public/policy.html
	います。このような活動により、教育の透明性と信頼性を確保しています。 【掲載先 URL】 (3つのポリシー) https://www.osaka-sandai.ac.jp/about/public/policy.html (内部質保証に関する方針)
	います。このような活動により、教育の透明性と信頼性を確保しています。 【掲載先 URL】 (3つのポリシー) https://www.osaka-sandai.ac.jp/about/public/policy.html (内部質保証に関する方針) https://www.osaka-
	います。このような活動により、教育の透明性と信頼性を確保しています。 【掲載先 URL】 (3つのポリシー) https://www.osaka-sandai.ac.jp/about/public/policy.html (内部質保証に関する方針) https://www.osaka-sandai.ac.jp/about/public/osu_policy.html#point01
	います。このような活動により、教育の透明性と信頼性を確保しています。 【掲載先 URL】 (3つのポリシー) https://www.osaka-sandai.ac.jp/about/public/policy.html (内部質保証に関する方針) https://www.osaka-sandai.ac.jp/about/public/osu_policy.html#point01 (自己点検・評価報告書)
	います。このような活動により、教育の透明性と信頼性を確保しています。 【掲載先 URL】 (3つのポリシー) https://www.osaka-sandai.ac.jp/about/public/policy.html (内部質保証に関する方針) https://www.osaka-sandai.ac.jp/about/public/osu_policy.html#point01 (自己点検・評価報告書) https://www.osaka-sandai.ac.jp/about/public/osu_policy.html#point01
	います。このような活動により、教育の透明性と信頼性を確保しています。 【掲載先 URL】 (3つのポリシー) https://www.osaka-sandai.ac.jp/about/public/policy.html (内部質保証に関する方針) https://www.osaka-sandai.ac.jp/about/public/osu_policy.html#point01 (自己点検・評価報告書) https://www.osaka-sandai.ac.jp/about/inspection/inspection.html
実施項目1-1③	います。このような活動により、教育の透明性と信頼性を確保しています。 【掲載先 URL】 (3つのポリシー) https://www.osaka-sandai.ac.jp/about/public/policy.html (内部質保証に関する方針) https://www.osaka- sandai.ac.jp/about/public/osu_policy.html#point01 (自己点検・評価報告書) https://www.osaka- sandai.ac.jp/about/inspection/inspection.html 説明
実施項目1-1③ 教学組織の権限と役	います。このような活動により、教育の透明性と信頼性を確保しています。 【掲載先 URL】 (3つのポリシー) https://www.osaka-sandai.ac.jp/about/public/policy.html (内部質保証に関する方針) https://www.osaka- sandai.ac.jp/about/public/osu_policy.html#point01 (自己点検・評価報告書) https://www.osaka- sandai.ac.jp/about/inspection/inspection.html 説明 学長は、理事会の構成員としての立場を十分に認識し、委任され
実施項目1-1③	います。このような活動により、教育の透明性と信頼性を確保しています。 【掲載先 URL】 (3つのポリシー) https://www.osaka-sandai.ac.jp/about/public/policy.html (内部質保証に関する方針) https://www.osaka- sandai.ac.jp/about/public/osu_policy.html#point01 (自己点検・評価報告書) https://www.osaka- sandai.ac.jp/about/inspection/inspection.html 説明 学長は、理事会の構成員としての立場を十分に認識し、委任された権限を適切に行使しながら、教育・研究の目的達成に向けてリ
実施項目1-1③ 教学組織の権限と役	います。このような活動により、教育の透明性と信頼性を確保しています。 【掲載先 URL】 (3つのポリシー) https://www.osaka-sandai.ac.jp/about/public/policy.html (内部質保証に関する方針) https://www.osaka- sandai.ac.jp/about/public/osu_policy.html#point01 (自己点検・評価報告書) https://www.osaka- sandai.ac.jp/about/inspection/inspection.html 説明 学長は、理事会の構成員としての立場を十分に認識し、委任された権限を適切に行使しながら、教育・研究の目的達成に向けてリーダーシップを発揮し、大学の教学運営を統括するとともに、所
実施項目1-1③ 教学組織の権限と役	います。このような活動により、教育の透明性と信頼性を確保しています。 【掲載先 URL】 (3つのポリシー) https://www.osaka-sandai.ac.jp/about/public/policy.html (内部質保証に関する方針) https://www.osaka- sandai.ac.jp/about/public/osu_policy.html#point01 (自己点検・評価報告書) https://www.osaka- sandai.ac.jp/about/inspection/inspection.html 説明 学長は、理事会の構成員としての立場を十分に認識し、委任された権限を適切に行使しながら、教育・研究の目的達成に向けてリ

	委任された特定の業務を処理します。委任される業務の詳細は学
	内に明示されています。学部長は、学長の指示のもと、学部内の
	教学運営業務を統括し、業務を遂行するとともに、学部所属の教
	員を指揮監督してます。協議会は、大学運営上の重要事項につい
	て、教授会(全学教育機構会議を含む)、各種委員会、および事
	務部門から上程された議案について全学的な視点で審議し、最終
	決定を学長が行っています。教授会(全学教育機構会議を含む)
	の機能と役割については学園規程に明確に示しています。各種委員会の状態にある。
	員会の運営については、それぞれ運営規則を定めた規程を整備し
	ています。各種委員会は、入試制度、学習支援、学生生活、就職
	支援、研究倫理などの課題について審議し、専門的な立場から施
	策を立案しています。
実施項目1-1④	説明
教職協働体制の確保	教員と事務職員は、教育研究活動の組織的かつ効果的な管理・運 営を図るため、適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を
	確保していまり。また、教子連書の内積化を目的とし、谷前門間 の情報共有を強化しながら、教育の質向上に向けた取り組みを推
	進しています。これにより、教育・研究活動の効率化と組織全体
	こといより。これにより、教育・研究指動の効率にと風禰主体 の機能強化を図っています。
	説明
教職員の資質向上に	理念・目的および大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現
係る取組みの基本方	し、教育機関としての社会的使命を果たすため「大学運営に関す
針・年次計画の策定	る方針」を定め、教育職員および事務職員の大学運営に必要な資
及び推進	質の向上を図ることとしています。「求める教員像および教員組織の編制に関する方針」に基づき「大阪産業大学FD活動の実施
	質の向上を図ることとしています。「求める教員像および教員組
	質の向上を図ることとしています。「求める教員像および教員組織の編制に関する方針」に基づき「大阪産業大学FD活動の実施
	質の向上を図ることとしています。「求める教員像および教員組織の編制に関する方針」に基づき「大阪産業大学FD活動の実施要項」を定め、教員の教育力向上を図るため、毎年度、全学およ
	質の向上を図ることとしています。「求める教員像および教員組織の編制に関する方針」に基づき「大阪産業大学FD活動の実施要項」を定め、教員の教育力向上を図るため、毎年度、全学および各組織においてFD活動計画を策定し研修を行っています。さ
	質の向上を図ることとしています。「求める教員像および教員組織の編制に関する方針」に基づき「大阪産業大学FD活動の実施要項」を定め、教員の教育力向上を図るため、毎年度、全学および各組織においてFD活動計画を策定し研修を行っています。さらに、教員の意欲向上および資質の向上を図るための主な取り組
	質の向上を図ることとしています。「求める教員像および教員組織の編制に関する方針」に基づき「大阪産業大学FD活動の実施要項」を定め、教員の教育力向上を図るため、毎年度、全学および各組織においてFD活動計画を策定し研修を行っています。さらに、教員の意欲向上および資質の向上を図るための主な取り組みとしては、「大阪産業大学教員活動評価実施規程」に基づく教
	質の向上を図ることとしています。「求める教員像および教員組織の編制に関する方針」に基づき「大阪産業大学FD活動の実施要項」を定め、教員の教育力向上を図るため、毎年度、全学および各組織においてFD活動計画を策定し研修を行っています。さらに、教員の意欲向上および資質の向上を図るための主な取り組みとしては、「大阪産業大学教員活動評価実施規程」に基づく教員評価制度が挙げられます。同制度により、本学専任教員の教育・研究・社会貢献(連携)・学務の各領域における活動を評価し、その結果を処遇に反映することで、教員の意欲および資質の
	質の向上を図ることとしています。「求める教員像および教員組織の編制に関する方針」に基づき「大阪産業大学FD活動の実施要項」を定め、教員の教育力向上を図るため、毎年度、全学および各組織においてFD活動計画を策定し研修を行っています。さらに、教員の意欲向上および資質の向上を図るための主な取り組みとしては、「大阪産業大学教員活動評価実施規程」に基づく教員評価制度が挙げられます。同制度により、本学専任教員の教育・研究・社会貢献(連携)・学務の各領域における活動を評価し、その結果を処遇に反映することで、教員の意欲および資質の向上を図っています。また、前述の「大学運営に関する方針」に
	質の向上を図ることとしています。「求める教員像および教員組織の編制に関する方針」に基づき「大阪産業大学FD活動の実施要項」を定め、教員の教育力向上を図るため、毎年度、全学および各組織においてFD活動計画を策定し研修を行っています。さらに、教員の意欲向上および資質の向上を図るための主な取り組みとしては、「大阪産業大学教員活動評価実施規程」に基づく教員評価制度が挙げられます。同制度により、本学専任教員の教育・研究・社会貢献(連携)・学務の各領域における活動を評価し、その結果を処遇に反映することで、教員の意欲および資質の向上を図っています。また、前述の「大学運営に関する方針」に基づき、「大阪産業大学SD活動の実施要項」を定め、すべての
	質の向上を図ることとしています。「求める教員像および教員組織の編制に関する方針」に基づき「大阪産業大学FD活動の実施要項」を定め、教員の教育力向上を図るため、毎年度、全学および各組織においてFD活動計画を策定し研修を行っています。さらに、教員の意欲向上および資質の向上を図るための主な取り組みとしては、「大阪産業大学教員活動評価実施規程」に基づく教員評価制度が挙げられます。同制度により、本学専任教員の教育・研究・社会貢献(連携)・学務の各領域における活動を評価し、その結果を処遇に反映することで、教員の意欲および資質の向上を図っています。また、前述の「大学運営に関する方針」に基づき、「大阪産業大学SD活動の実施要項」を定め、すべての職員は、策定された方針と計画に則り、専門性と資質の向上に努
	質の向上を図ることとしています。「求める教員像および教員組織の編制に関する方針」に基づき「大阪産業大学FD活動の実施要項」を定め、教員の教育力向上を図るため、毎年度、全学および各組織においてFD活動計画を策定し研修を行っています。さらに、教員の意欲向上および資質の向上を図るための主な取り組みとしては、「大阪産業大学教員活動評価実施規程」に基づく教員評価制度が挙げられます。同制度により、本学専任教員の教育・研究・社会貢献(連携)・学務の各領域における活動を評価し、その結果を処遇に反映することで、教員の意欲および資質の向上を図っています。また、前述の「大学運営に関する方針」に基づき、「大阪産業大学SD活動の実施要項」を定め、すべての職員は、策定された方針と計画に則り、専門性と資質の向上に努め、階層別研修、目的別研修、コンプライアンス研修、人権研修
	質の向上を図ることとしています。「求める教員像および教員組織の編制に関する方針」に基づき「大阪産業大学FD活動の実施要項」を定め、教員の教育力向上を図るため、毎年度、全学および各組織においてFD活動計画を策定し研修を行っています。さらに、教員の意欲向上および資質の向上を図るための主な取り組みとしては、「大阪産業大学教員活動評価実施規程」に基づく教員評価制度が挙げられます。同制度により、本学専任教員の教育・研究・社会貢献(連携)・学務の各領域における活動を評価し、その結果を処遇に反映することで、教員の意欲および資質の向上を図っています。また、前述の「大学運営に関する方針」に基づき、「大阪産業大学SD活動の実施要項」を定め、すべての職員は、策定された方針と計画に則り、専門性と資質の向上に努め、階層別研修、目的別研修、コンプライアンス研修、人権研修など、研修制度の充実を図り、人材育成を強化しています。
	質の向上を図ることとしています。「求める教員像および教員組織の編制に関する方針」に基づき「大阪産業大学FD活動の実施要項」を定め、教員の教育力向上を図るため、毎年度、全学および各組織においてFD活動計画を策定し研修を行っています。さらに、教員の意欲向上および資質の向上を図るための主な取り組みとしては、「大阪産業大学教員活動評価実施規程」に基づく教員評価制度が挙げられます。同制度により、本学専任教員の教育・研究・社会貢献(連携)・学務の各領域における活動を評価し、その結果を処遇に反映することで、教員の意欲および資質の向上を図っています。また、前述の「大学運営に関する方針」に基づき、「大阪産業大学SD活動の実施要項」を定め、すべての職員は、策定された方針と計画に則り、専門性と資質の向上に努め、階層別研修、目的別研修、コンプライアンス研修、人権研修など、研修制度の充実を図り、人材育成を強化しています。 【掲載先URL】
	質の向上を図ることとしています。「求める教員像および教員組織の編制に関する方針」に基づき「大阪産業大学FD活動の実施要項」を定め、教員の教育力向上を図るため、毎年度、全学および各組織においてFD活動計画を策定し研修を行っています。さらに、教員の意欲向上および資質の向上を図るための主な取り組みとしては、「大阪産業大学教員活動評価実施規程」に基づく教員評価制度が挙げられます。同制度により、本学専任教員の教育・研究・社会貢献(連携)・学務の各領域における活動を評価し、その結果を処遇に反映することで、教員の意欲および資質の向上を図っています。また、前述の「大学運営に関する方針」に基づき、「大阪産業大学SD活動の実施要項」を定め、すべての職員は、策定された方針と計画に則り、専門性と資質の向上に努め、階層別研修、目的別研修、コンプライアンス研修、人権研修など、研修制度の充実を図り、人材育成を強化しています。【掲載先URL】(大学運営に関する方針)
	質の向上を図ることとしています。「求める教員像および教員組織の編制に関する方針」に基づき「大阪産業大学FD活動の実施要項」を定め、教員の教育力向上を図るため、毎年度、全学および各組織においてFD活動計画を策定し研修を行っています。さらに、教員の意欲向上および資質の向上を図るための主な取り組みとしては、「大阪産業大学教員活動評価実施規程」に基づく教員評価制度が挙げられます。同制度により、本学専任教員の教育・研究・社会貢献(連携)・学務の各領域における活動を評価し、その結果を処遇に反映することで、教員の意欲および資質の向上を図っています。また、前述の「大学運営に関する方針」に基づき、「大阪産業大学SD活動の実施要項」を定め、すべての職員は、策定された方針と計画に則り、専門性と資質の向上に努め、階層別研修、目的別研修、コンプライアンス研修、人権研修など、研修制度の充実を図り、人材育成を強化しています。 【掲載先URL】

原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目1-2①	説明
中期的な計画の策定	長期ビジョン「Vision100」に基づき、社会の要請に応える教育
方針の明確化及び具	研究体制の整備を進めています。このビジョンを実現するために
体性のある計画の策	策定された中期計画の達成に向けて、年度ごとに実施すべき項目

定 を事業計画として明確化し、それに伴う予算もあわせて策定して います。例えばキャンパス整備など大学のインフラに関しては、 第Ⅰ期、第Ⅱ期というように3年ごとの中期計画に従い、工学系 の教育研究の充実のための 18 号館、学生への支援としての学生 会館、スポーツ分野の充実のためグラウンド整備などの計画を定 め、実行してきました。また、学生・社会に選ばれる大学となる ため、令和7年度、8年度での学部再編を行いましたが、急激な 18 歳人口の減少への対応と社会に対して本学の存在意義を訴え るために事業計画に含めて、実行してきています。このような計 画策定のため、ステークホルダーの声を適切に聴取・反映するた め、さまざまな取り組みを実施しています。具体的には、学生・ 教職員・卒業生・産業界・地域社会といった多様な関係者からの 意見を定期的なアンケートやヒアリングを通じて収集しており、 教授会や各種委員会を活用して教学・経営に関する議論を行い、 その成果を施策に反映させています。また、大学の方針や計画の 進捗状況については、公式ウェブサイトや広報誌などを通じて公 表し、透明性の確保にも努めています。これらの取り組みによ り、データやエビデンスに基づく教学・経営の具体策を策定し、 継続的な改善を図っています。 実施項目1-2② 説明 計画実現のための進 長期ビジョンの進展状況、認証評価の結果、学園を取り巻く環境 の変化に応じて、事業に関する中期計画を策定し、進捗状況を適 捗管理 宜理事会へ報告するとともに、その結果を内外に公表し、透明性 のある大学運営に努めています。事業計画は、前期終了時に進捗 状況を大学計画検討委員会でフォローし中間での報告書を作成し ています。これにより期中での計画変更の必要性の検討、あるい は代替案の検討を行います。年度終了後に達成状況を事業報告書 として取りまとめ、理事会の承認を経て公表しています。また、 自己点検・評価規程及び細則に基づき、前期期間中に各学部・各 研究科の教育研究活動等の自己点検・評価を行い、後期にその結 果から各組織における活動の改善・向上を指示し、必要に応じて 計画の見直しを行っています。新規予算が必要な場合等の改善事 項に関しては、大学計画検討委員会において検討し、次年度の事 業計画化に反映できるようにしています。

原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目2-1①	説明
社会の要請に応える	建学の精神である「偉大なる平凡人たれ」を基盤とし、社会人と
人材の育成	しての教養と倫理観を養い、思いやりとやさしさを備えた精神を
	育みながら、変化の激しい現代社会に柔軟に対応する能力と主体
	的に取り組む意欲を兼ね備えた、社会や産業に貢献できる実践的
	な「産業人」の育成に努めています。産業界・自治体との地域連
	携として、大東市・大東商工会議所と連携による新入社員向けの
	講習会や行事の開催、また税理士等の資格を得るための大学院で
	の社会人受け入れなどキャリアアップや学習機会の提供を進めて
	います。また、地元企業との共同研究の受け入れなど、産業及び

	社会課題の解決にも貢献しています。こうした取り組みにより、 大学は地域社会と連携しながら、多様な学びの場を創出し、社会 人の継続的な成長を支援しています。
実施項目2-1②	説明
社会貢献・地域連携	社会人コースの設置や市民講座の開講を通じ、時代の要請に応じ
の推進	た「生涯学習の場」「社会人の学び直しの場」として、地域との
	関わりを強化しています。また、地元企業へのインターンシップ
	を推進・強化し、実践的な学びの機会を提供するとともに、地元
	行政機関や産業界と協力し、地域の活性化に貢献する施策を実施
	しています。さらに、環境への配慮を重視し、「エコ推進プロジ
	ェクト」や「環境マネジメントシステム(OSU-EMS)」を導入し、
	持続可能な社会の実現に向けた取り組みを推進しています。地域
	との連携強化を図りながら、社会課題の解決に貢献し、地域から
	信頼される学校運営に努めています。加えて、大規模災害などへ
	の対応として、地域社会への支援・協力を実行できる体制強化に
	取り組み、災害時の支援活動や防災教育を推進しています。

原則2-2 多様性への対応

実施項目2-2①	説明
多様性を受容する体	性別、年齢、障がい、国籍など、さまざまな背景を持つ学生や教
制の充実	職員を積極的に受け入れ、多様性を尊重した学内環境の整備と体
	制の充実に努めています。具体的には、障がいのある学生に対し
	ては、合理的配慮の提供を含め、修学機会の確保と学修支援の充
	実を図っています。また、国際交流の推進にも力を入れており、
	留学生の受け入れ体制を強化するとともに、異文化理解を促進す
	るプログラムを展開しています。さらに、ハラスメントの防止に
	も取り組み、相談体制の整備や啓発活動を通じて、すべての学生
	が安心して学べる環境づくりを目指しています。加えて、学生一
	人ひとりの学習状況に応じた柔軟な指導や、奨学金制度の充実に
	より、多様な学びを支える体制の整備を進めています。このよう
	な取り組みを通じて、本学は、すべての構成員が安心して学び、
	働くことのできる、開かれた大学づくりを推進しています。
実施項目2-2②	説明
役員等への女性登用	男女共同参画社会の実現及び女性の活躍推進の重要性を認識し、
の配慮	役員や評議員等の構成においても多様性の確保に努めています。
	役員については、これまで理事及び監事に女性を登用した実績は
	ありますが、現時点(令和7年度)においては、理事・監事あわ
	せて 18 名中、女性の構成員は 0 名となっていることから、引き
	続き、理事・監事の選任にあたっては、能力・適性に加えて、性
	別による多様性も考慮の上、選任することとしています。また、
	評議員については、現在 17 名中 2 名が女性であり、一定の多様
	性が確保されていますが、今後より一層、女性を含む多様な人材
	の登用に配慮した構成となるよう、取り組んでいます。

原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

原則3-1 理事会の	構成・運営方針の明確化
実施項目3-1①	説明
理事の人材確保方針	理事会が法人運営において果たす役割の重要性を踏まえ、理事の
の明確化及び選任過	人材確保に関する方針を明確にするとともに、選任過程の透明性
程の透明性の確保	を確保する以下の体制を整備しています。
	1. 理事の人材構成と選任方針
	寄附行為において次の通り、理事の選任区分を定めています。
	・設置校である大学・中高等学校の長(学長・校長)から3名
	・法人職員のうちから3名以上5名以内
	を選任し、管理部門と教学部門との意思疎通を図る体制としてい
	ます。
	さらに、理事会における審議の多角化・高度化を図る観点から、
	外部人材として、
	・卒業生から1名
	・学識経験者等の外部理事を5名以上6名以内
	を選任し、様々な分野における専門的知見を有する者が参画する
	ことで、法人運営における健全性と客観性を確保しています。
	2. 理事長に求める資質
	寄附行為において、理事長はこの法人を代表し、その業務を総理
	する。また、理事会等の運営のほか、予算、事業計画及び中期計
	画を編成しなければならないと定められていることから、理事長
	においては、これらの業務全体を統括・推進することができる見
	識・人格・調整力が求めるものとしています。
	3. 選任手続の透明性確保
	理事及び理事長の選任に際しては、寄附行為及び寄附行為施行細
	則等に定める選任手続に則り、理事会及び評議員会において適正
	かつ透明性のある決議を経る体制としています。加えて、その選
	任過程や基準、人数等についても明文化し公表することにより透
	明性を確保しています。
実施項目3-1②	説明
理事会運営の透明性	1. 理事会運営の透明性の確保
の確保及び評議員会	理事会は、学校法人の最終的な意思決定機関として、寄附行為に
との協働体制の確立	定められた事項及び、理事会及び評議員会付議事項に関する規程
	で明示された内容について審議を行い、法人運営に係る重要な決し
	定を行っています。また、寄附行為において、理事長の業務を明
	確にすると共に常務理事及び業務執行理事の職務についても理事 会にてその内容を定め、3 か月に 1 回以上、理事会に報告を行う
	云にくての内谷を足め、3 か月に1 回以工、埋事云に報って17 こととしています。さらに、理事会での審議・報告内容について
	こととしていまり。さらに、连事云での番歳・報告的谷について は、理事会の諮問機関である学園戦略会議にて事前に審議・調整
	は、埋事云の韶向機関とめる子園戦略云巌にて事前に番巌・嗣霊 等を行うと共に理事会開催後においては、事務系部課長会議での
	報告を通じて学園関係者に周知するなど、情報公開と説明責任を
	報日を通じて子園関係有に周知するなど、情報公開と説明員任を 果たす仕組みを整備しています。
	2. 評議員会との協働及び相互牽制体制の確立
	理事会運営において、法令、寄附行為及び理事会及び、評議員会
	付議事項に関する規程に基づき、あらかじめ評議員会に対して意
	見を聴かなければならない事項や決議を必要とする事項を定め
	ると共に、理事・監事の選任機関を評議員会とすることに
	より、評議員会が単なる諮問機関にとどまらず、建設的な

	意見表明と牽制機能を担う役割を果たすことが可能な体制となっています。加えて、理事会・評議員会との間でそれぞれの役割の違いを踏まえつつ、法人全体のガバナンス向上のために協働体制の確立を図っています。
実施項目3-13	説明
理事への情報提供・	理事が学校法人運営に必要な識見を適切に習得し、その職責を十
研修機会の充実	分に果たせるよう、情報提供及び研修機会の確保・充実に取り組
	んでいます。具体的には、新たに就任した外部有識者理事に対し
	て、理事長、常務理事及び法人本部職員との意見交換の機会を設
	けるなど、法人の基本的な方針や事業概要、各設置学校の運営状
	況等に関する情報提供を実施しています。加えて、定期的に外部
	有識者理事・監事懇談会を実施し、学園の現状と課題を共有して
	います。また今後は、理事に対して、私学事業団や日本私立大学
	協会等が主催する各種研修会への参加についても積極的に働きか
	けを行い、法制度やガバナンス、教育政策等に関する最新の知見
	を継続的に学ぶ機会の提供に努めます。

原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目3-2①	説明
監事及び会計監査人	監事及び会計監査人(監査法人)がその職責を独立かつ中立的に
の選任基準の明確化	遂行できるよう、以下のとおり、選任基準の明確化と選任過程の
及び選任過程の透明	透明性の確保に努めています。
性の確保	1. 監事の選任に関する規定と手続
	監事の選任及び選任過程については、寄附行為及び寄附行為施行
	細則等において、その基準や過程、人数等を明文化し公表するこ
	とにより透明性を確保しています。また、常勤監事における選定
	基準についても寄附行為にて明文化し公表しています。
	2. 会計監査人の選任に関する規定と手続
	会計監査人(監査法人)の選任に関しては、監事による意思決定
	と評議員会による決議など、寄附行為及び、理事会及び評議員会
	付議事項に関する規程において、その基準や過程、人数等を明文
	化し公表することにより透明性を確保し、独立性と正当性が担保
	された選任手続が講じられています。
実施項目3-2②	説明
監事、会計監査人及	ガバナンスの健全性及び監査体制の実効性を高めるため、以下の
び内部監査室等の連	とおり、監事、会計監査人(監査法人)及び内部監査室の三者が
携	連携し、監査の計画的な実施や情報共有に取り組んでいます。
	1. 監査計画の策定
	毎年度、次のとおり監査に関する計画を策定し、体系的な監査の
	実施を確保しています。
	・監事は「監事監査計画」を策定し、法人運営全体の統制状況や
	財務・業務執行に関する監査を計画的に実施しています。
	・内部監査室は「内部監査計画」を策定し、教育研究支援業務、
	事務手続の適正性、個人情報の取扱いなどについてリスクベース
	で監査項目を設定しています。
	・会計監査人(監査法人)は「監査計画概要説明書」を作成し、
	監査を実施しています。

2. 三者連携による情報共有と意見交換

監査の効果的な実施と課題認識の共有を図るため、監事・会計監査人(監査法人)・内部監査室による三者情報交換会を年3回(5月・10月・1月)定期的に開催しており、以下のような事項について意見交換・協議を行っています。

- ・三者がそれぞれ設定した監査計画・実施状況・結果の共有
- ・監査で顕在化したリスクや課題の共有と改善提案
- ・次年度に向けた連携項目や重点監査領域の調整

実施項目3-2③

説明

監事への情報提供・ 研修機会の充実

| 監事がその職責を適切に遂行できるよう、以下のとおり、必要な | 情報の提供および外部研修機会の確保・充実に努めています。

1. 監事への情報提供・連携体制

常勤監事は内部監査に同席し、監事の視点から助言・意見を述べるなど、内部監査室との連携を通じて監査機能の強化に寄与しています。往査以外でも、内部監査室と適宜情報交換を行い、不祥事や不適切事案に繋がるリスクの早期発見・対応に努めています。また、毎月、常勤監事と理事長・常務理事・事務局長との意見交換会及び年2回、監事全員と理事長・常務理事との意見交換会を行い監事への情報提供・連携体制を構築しています。

2. 監事への研修機会の提供

監事全員が、文部科学省主催の「全国監事研修会(全監事対象)」に参加し、外部知見の習得と最新制度動向の把握を図っています。また、新たに就任した監事に対しては、大学監査協会が主催する「監査課題研究会議」や、文部科学省が主催する「新任監事研修会(在職2年未満対象)」等の情報を提供し、着任初期から監査業務に必要な知識を習得できるよう支援しています。

原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-3①

説明

評議員の選任方法や 属性・構成割合につ いての考え方の明確 化及び選任過程の透 明性の確保 評議員の選任方法や構成に関する考え方の明確化と、選任過程に おける透明性の確保を以下のとおり、努めています。

1. 評議員の選任に関する規定と手続

評議員の選任及び選任過程については、寄附行為及び寄附行為施行細則等において、その基準や過程、人数等を明文化し公表することにより透明性を確保しています。また、選任する人数に関して、評議員総数の2分の1までを理事会において選任し、その残りを評議員会において選任することから、理事会と評議員会の両機関による相互関与を通じた公正な選任体制が構築されています。

2. 評議員の選任区分と構成割合の考え方

私立学校法をはじめ、建学の精神や設立の経緯、各設置学校の現 状等を踏まえ、特定の利害関係者に偏ることなく多様な視点を反 映すると共に、バランスと中立性の観点を含めたうえで、評議員 の人数や属性構成について以下のとおり定めています。評議員の 定数については、実質的な議論が可能な人数とし、その選任区分 については、法人職員のうちから5名を選任し、教育現場との意 思疎通と現場の視点を反映すると共に、外部人材として、卒業生

	から3名以上4名以内、学識経験者等の外部評議員を7名以上8
	名以内選任し、卒業生による考えや視点のほか、経営・財務・教
	育・マスコミ等の分野における専門的知見と客観的視点を持つ人
	材が参画することで、評議員会の審議の多角化と機能の高度化を
	図っています。
実施項目3-3②	説明
評議員会運営の透明	1. 評議員会運営の透明性の確保
性の確保及び理事会	評議員会は、寄附行為に定められた事項及び、理事会及び評議員
との協働体制の確立	会付議事項に関する規程で明示された内容について審議を行い、
	学校法人の適正な運営に資する諮問機関としての責務を果たして
	います。また、評議員会での議案は理事会等にて定め、審議内容
	は議事録として適切に記録・保存し、理事会への報告および必要
	に応じた関係者への周知を行うことにより、法人運営に対する説
	明責任と透明性を確保しています。
	2. 理事会との協働及び相互牽制体制の確立
	法令、寄附行為及び、理事会及び評議員会付議事項に関する規程
	に基づき、あらかじめ評議員会に意見を聴かなければならない事
	項や決議を必要とする事項を定めると共に、理事・監事の選任機
	関を評議員会とすることにより、評議員会は単なる諮問機関にと
	どまらず、建設的な意見表明と牽制機能を担う役割を果たすこと
	が可能な体制となっています。加えて、理事会・評議員会との間
	でそれぞれの役割の違いを踏まえつつ、法人全体のガバナンス向
	上のために協働体制の確立を図っています。
実施項目3-3③	説明
評議員への情報提	評議員が学校法人の適正な運営に必要とされる識見を十分に習得
供・研修機会の充実	し、その職責を適切に果たすことができるよう、情報提供及び研修機
	会の確保・充実に取り組んでいます。
	具体的には、新たに就任した外部有識者評議員に対して、着任初期
	において、理事長、常務理事及び法人本部職員との意見交換の機会
	を設けることで、法人の基本方針や事業概要、各設置学校の運営状
	況等に関する情報提供を実施しています。加えて、外部評議員懇談
	会を実施するなど、評議員としての役割を的確に理解し、建設的な意
	見表明や牽制機能を果たすことができるよう努めています。また今後
	は、私学事業団、日本私立大学協会等が主催する各種研修会への参
	加機会についても積極的に案内・働きかけを行う予定であり、評議員
	が学校法人に関するガバナンス、法制度、教育政策等の最新の知見
	を継続的に習得できる体制づくりを推進していきます。

原則3-4 危機管理体制の確立

実施項目3-4①	説明
危機管理マニュアル	危険等発生時対応マニュアルを策定し、大学ポータルサイトに掲
の整備及び事業継続	載しています。有事の場合はこれに則り対応することとしていま
計画の策定・活用	す。また、事業継続計画(BCP)の策定については、大規模災害
	発生等を想定したものを作成すべく整備を進めています。
実施項目3-4②	説明
法令等遵守のための	教育・研究及び社会貢献を担う機関として、本法人に課せられた社会
体制整備	的使命と責任を自覚し、法令及び本法人の諸規程を遵守した誠実か

つ公正な職務遂行を推進するため、以下のとおり、体制の整備に努めています。

1. 法令遵守に関する基本方針と行動指針

全ての役員・職員が高い倫理観と社会的良識に則り、法令・寄附行為・法人諸規程を遵守し行動することについて、規程の上位概念として「職員の行動指針」を策定すると共に、学内研修等を通じて全教職員への周知徹底を図っています。

2. 内部通報制度(公益通報体制)の整備

法令違反や不正行為、またはそのおそれのある行為に関する通報・相談を受け付ける内部通報窓口(公益通報制度)を、学内、学外及び監事の計3か所に設置しています。また、本制度については、大学Webサイト及び法人Webサイト等を通じて、周知徹底を行っており、適正な対応体制が構築されています。

3. 法令遵守に関する規程やガイドライン等の整備

研究費や研究活動に係る不正使用や不正行為防止に関する規程を はじめ利益相反マネジメント、ハラスメント防止に関する規程、各種ガイドライン等を整備し、法令遵守に取り組んでいます。

4. コンプライアンス強化に向けた取り組み

毎年度、「コンプライアンス強化期間」を設け、全ての部署を対象に、コンプライアンス意識の向上と業務点検等を実施しています。

原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目4-1①	説明
情報公開推進のため	「教育研究活動等についての情報」に情報公開の方針に準じる内
の方針の策定	容を説明しており、学校教育法施行規則の一部を改正する省令
	(平成 22 年文部科学省令第 15 号) に従うこととしています。情
	報公開にあたっては、私立学校法などの法令および日本私立大学
	団体連合会のガイドラインにも沿うよう、配慮しています。本学
	の Web サイト(下記 URL)には、「情報公表」「学校法人の基本情
	報」「財務情報」「ガバナンス・コード」「研究行動規範」「大阪産
	業大学の教育研究活動に係る諸方針」「教育目標・3 つのポリシ
	ー」「広報ポリシーおよび広報倫理ガイドラインについて」「教学
	IR に関する情報公表について」など、17 の分野で情報公表を行
	っています。この中で、「広報ポリシー」、「ガバナンス・コー
	ド」は情報公開の方針の基礎となるものと考えています。
	また情報管理および公開する際の注意点等に関して、情報管理
	基本方針、情報管理基本規程、情報セキュリティ対策基準等が定
	められています。
	【掲載先 URL】
	(教育研究活動等についての情報)
	https://www.osaka-
	<pre>sandai.ac.jp/about/public/educational.html</pre>
	(大学・情報公表の URL)
	https://www.osaka-sandai.ac.jp/about/public/
実施項目4-1②	説明
ステークホルダーへ	公表する情報は、Web サイトでの公開を原則とし、「大学ポート

の理解促進のための	レート」の活用に加え、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パン
公開の工夫	フレットなどの媒体を通じて発信しています。また、公表にあた
	っては、用語解説や分かりやすい説明を付すなど、説明方法を工
	夫し、利用者の利便性向上に努めています。 これにより、幅広
	いステークホルダーの理解促進を図り、情報の透明性を確保して
	います。

Ⅱ-Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
	特記事項なし